

平成25年2月1日

肝炎対策推進協議会御中

母子感染防止の徹底について

有川哲雄 清本太一

B型肝炎の最大の感染経路は母子感染である。昭和60年6月から「B型肝炎母子感染防止事業」が始まったことにより、新生児の母子感染によるHBVキャリア率は、同事業開始前の約10分の1以下にまで低下したと推計されている。

他方で、現在においても、新規発生HBVキャリアのうち約6割から7割が母子感染であるされている。

したがって、新規発生HBVキャリアをなくすためには、まずは母子感染防止を徹底しなければならない。

この点、「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日厚生労働省告示第160号）でも、「第2 肝炎の予防のための施策に関する事項（1）今後の取組の方針について」では、「国は、・・・各医療機関において、当該検査の結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行なわれるよう指導を求める等のB型肝炎母子感染予防対策を講じており、引き続きこの取組を進める。」と規定されている。この規定は、単にB型肝炎母子感染防止事業を行えばそれで足りるというのではなく、より適切に母子感染の防止が図られるような取組を求めているものである。

第1 厚生労働省に対する質問事項

平成14年の厚生労働省科学研究により、HBVキャリア小児の30%が母子感染防止対策が適切に行われていないための感染であるとされている。

その後、厚労省雇用均等・児童家庭局母子保健課より、平成16年と平成21年に「母子感染防止対策の周知徹底について」との事務連絡が、自治体や医師会などになされている。そこで、平成14年度以降の母子感染防止対策の実施漏れ等による感染例の内容・件数等を厚生労働省は把握しているのか、明らかにされたい。

第2 要望事項

- 1 母子感染防止対策の周知徹底について厚生労働省内で連携を取って（結核感染症課と出生児を管轄する雇用均等・児童家庭局母子保健課の連携）、再度医療従事者や関係団体に通達を行うとともに、産科と小児科及び肝臓専門医との連携や周知徹底が行われているか調査、監督するべきである。
- 2 母子感染防止対策が適切に行われていない要因の一つに里帰り出産などによる当該母子が受診する産科と小児科の連携不足があげられる。妊産婦当事者にB型肝炎の知識や予防の必要性、ワクチンスケジュールを把握させることにより、実施忘れのリスクを減らすことが出来る。したがって、医療従事者だけでなく、妊婦健診などでHBs抗原陽性者に対する知識の啓発を行うべきである。
- 3 平成7年に厚生省心身障害研究 母子感染防止に関する研究班が作成した「B型肝炎の母子感染を防止するために」と題する免疫グロブリンとHBワクチンの接種スケジュールが書き込めるパンフレットがあるが、このパンフレットは、全てのHBs抗原陽性の妊婦に配布されておらず、また内容も不十分である。

妊娠を機にB型肝炎感染が発覚するケースも多くあり、その時点で肝臓専門医へ受診するようになれば、知識不足のために重篤化することも少なくなる。

そこで、母子手帳のようにワクチンの記録が書き込めると共に、妊産婦自身の肝炎手帳としての用にも供することができる配布用資料を国が主導して作成すべきである。

以上